Ⓢ

NTTグループ福利厚生商品　NTTグループ社員・退職者の皆様へ

2023年度

〈更新・変更のご案内〉

NTTグループ **団体傷害保険**

まもるくん

「まもるくん」はNTT団体の団体総合生活保険のペットネームです。

お支払保険金の減少により保険料が引下げ（約8%）となります。

昨年度	今年度
割引率 16%	割引率 23%*1

＊1 団体割引30%に重ねて、損害率による割増10%が適用されています。

更新される場合、変更のお手続きの有無に関わらず保険料は引下げとなります。
（なお、変更後の保険料の控除は2024年2月からとなります。）

※保障内容・保険料の詳細は本パンフレット5・6ページ、「まもるくん」加入内容変更依頼書をご覧ください。

保険期間：2023年12月1日午後4時～2024年12月1日午後4時

「まもるくん」加入内容変更依頼書返送締切日は本パンフレット1ページもしくは加入内容変更依頼書表紙をご確認ください。

加入内容変更依頼書は印字のご加入内容に変更のある方のみご提出ください。
お手続きのない方は現在のご加入内容で自動更新されます。

「まもるくん」は年間約6千件のご利用（保険金請求）をいただいている大切な保障制度です。
制度移行含め、割安な「保障の継続」を大切にお考えいただきますようお願い申し上げます。

ご加入内容をご確認ください。

更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
加入内容変更依頼書の返送締切日までにお手続きがなかった場合、当パンフレットおよび「まもるくん」加入内容変更依頼書に記載の保障内容・保険料等にて契約更新させていただきます。
加入内容変更依頼書の記載事項等につきましては、14ページの「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正のうえ、ご提出をお願いいたします。
ご不明な点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

加入者票（ご加入内容を記載した一覧）は2024年1月下旬を目途にお届けいたします。

取扱代理店　電通共済生協グループ　ユアサポート株式会社

引受保険会社（幹事）　TOKIO MARINE NICHIDO　東京海上日動

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険(株)ホームページをご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

2023年12月1日始期契約のお手続きについて

加入内容変更依頼書は印字のご加入内容に変更のある方のみご提出ください。
ご提出のない方は現在のご加入内容で自動更新されます。

〈ご注意〉
- 割引率の変更により、変更のお手続きの有無にかかわらず保険料は引下げとなります。
- 締切のスケジュールが手続き方法等によって異なります。ご注意ください。
- 現在、ご加入中の方につきましては、ご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入中の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
- 加入内容変更依頼書は2023年7月14日時点でのご加入内容を印字しています。

お手続きのスケジュールについて

保険期間：2023年12月1日 午後4時～2024年12月1日 午後4時

8･9月に更新資材を各加入者様のご自宅宛に郵送します。(電通共済生協現職･退職組合員もしくは生協組合員ではない方によって発送時期･締切日等が異なります。) 更新のご案内をご確認いただき、加入内容に変更のある方は返信用封筒にて加入内容変更依頼書をご提出ください。

1 電通共済生協 退職組合員の方、電通共済生協 組合員ではない方

2023年8月上旬より順次各加入者様のご自宅宛に郵送します。

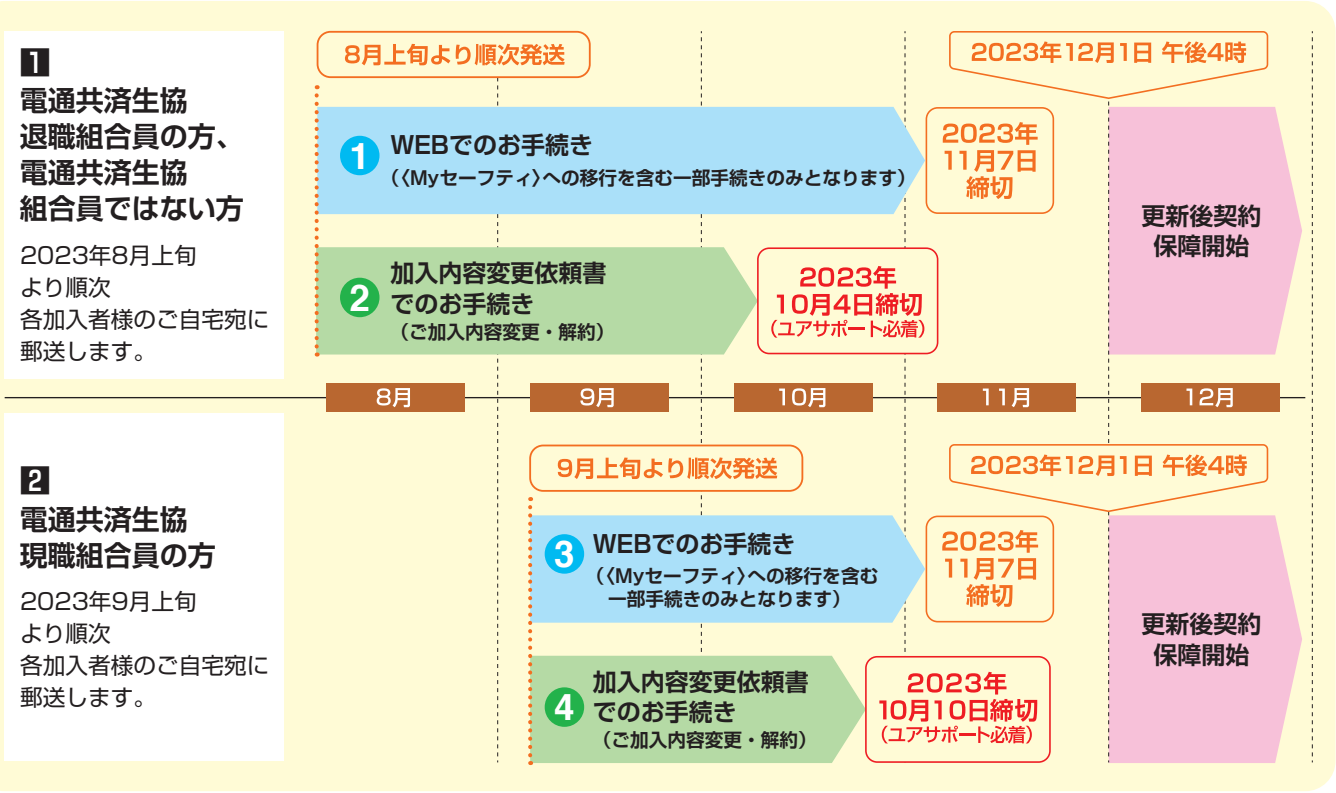

2 電通共済生協 現職組合員の方

2023年9月上旬より順次各加入者様のご自宅宛に郵送します。

変更手続きは2023年12月1日始期契約に反映いたします。なお、ユアサポートへの加入内容変更依頼書の提出締切を過ぎてからの内容変更等のお申出は12月1日以降の受付となり最短で翌年1月からの契約反映となります。現契約の変更手続きに関しては下記「各種手続きの受付できない期間について」をご確認ください。

各種手続きの受付できない期間について

ご加入内容の変更については、更新システムデータ確定・保全のため、以下の期間お手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。
※退職手続き、住所変更等、一部手続きについてのみ例外として受付けます。

【受付を停止する期間】 加入内容変更：5月下旬～11月末日
中 途 解 約：10月下旬～11月末日（書類最終到着日：10月25日 ユアサポート到着分まで）

本取り扱いは、システム管理上約3.4万人の方の更新申込書のデータ生成・印字内容との整合をとるため、加入内容変更について受付を停止させていただくものです。
期間等の詳細については取扱代理店ユアサポート株式会社のホームページをご確認ください。

加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、保障開始月の翌月（2024年1月下旬）を目途に加入者票を送付いたします。
加入者票は内容をご確認いただき大切に保管してください。

加入内容変更依頼書の記入方法について

【変更せず更新される方】

加入内容変更依頼書の記入・提出は不要です。現在のご加入内容で更新されます。（保険料は変更となります。）

【保障内容を変更される方】

加入内容変更依頼書の「保障内容を変更する」に○をつけていただき、当パンフレットの5・6ページをご覧になりご希望のプランをお選びいただき、変更後のご加入希望内容をすべて③「変更後の保障内容欄」にご記入のうえ、ご提出ください。なお、加入内容変更依頼書の②の赤枠内に必ずご署名ください。

【◆箇所のみ（住所・氏名等）変更される方】

加入内容変更依頼書の印字に記載誤り・記載漏れ・住所変更・改姓等がある場合は加入内容変更依頼書の「◆箇所のみ変更（住所・氏名等）」に○をつけてください。修正箇所を二重線で抹消のうえ余白に記入してください。なお加入内容変更依頼書の②の赤枠内に必ずご署名ください。**電通共済生協組合員の方は、ご登録情報変更のためご所属の労働組合・組織へもお申出ください。（住所誤り・住所変更・改姓等）**

【更新しない方】

加入内容変更依頼書の「更新（継続）しない（解約する）」に○をつけ、②の赤枠内に必ずご署名ください。
なお、更新停止はWEB手続きでも受付が可能です。加入内容変更依頼書の表紙等をご参照ください。
※WEB手続きを実施される場合は、加入内容変更依頼書の提出は不要です。

お手続き方法等

▼加入者資格

●日本電信電話（株）およびその子会社および関連会社の在職者で、毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除可能な方
●日本電信電話（株）およびその系列会社の退職者*

＊退職者とは、日本電信電話（株）およびその系列会社に10年以上勤続された方、または退職時に在職者として「まもるくん」に加入されていた方を指します。（勤続10年未満の方は一度脱退されると再加入できませんのでご注意ください）

▼お手続き方法

●加入内容変更手続き（更新停止（解約）を含みます）

加入内容変更依頼書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。（詳しくは加入内容変更依頼書に付属の記入例をご覧ください）

●保険期間

タイプ変更や保障内容変更は2023年12月1日 午後4時から保障開始となり、保障期間は2024年12月1日 午後4時までとなります。（期中でのタイプ変更や保障内容変更は受付停止期間を除き代理店受付日が25日までの場合は翌月1日午後4時から保障開始（変更）となります。）

●保険料お支払い（12回払い）

	在職者	退職者
払込方法	賃金控除（毎月控除）	ご指定の金融機関から口座振替（毎月振替）*
払込開始時期	保障開始月の2か月後の賃金から控除開始	保障開始月の2か月後の27日（土日祝日の場合は翌営業日）から振替開始

＊2か月続けて引き落としが不能となった場合は、原則として解除の手続をとりますのでご了承ください。

▼保険期間中に休職または退職された場合について

保険料のお支払方法を口座振替へ変更することにより休職中または退職後も引き続きご加入できます。
取扱代理店から口座振替手続きのご案内をいたしますので、その際は、速やかにお申し出・お手続きください。

保障内容のご案内（保障内容の変更はありません）

基本契約（傷害保障）

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こるさまざまな『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に対応！

（ご病気や交通事故によるケガ等は対象になりません）

こんな『ケガ』を保障します！

学校や通勤途中のケガ

駅構内（改札内）ホーム上のケガは対象になりません。

レジャー中のケガ

日常生活におけるケガ

こんな『ケガ』はお支払い対象外です

交通乗用具利用中のケガ

電通共済生協の「交通災害共済」の加入の有無にかかわらず、「交通災害共済」の保障対象となる事故については、保険金をお支払いできません。

〈自転車事故も保障対象外です〉

おすすめ

天災危険保障（傷害事故）

『天災危険保障あり』タイプをおすすめしています！

保険の対象となる方が地震、噴火またはこれらに起因する津波によってケガをされた場合に「天災危険保障あり」タイプであれば保障対象となります。

（各オプション保障については、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、保障対象外となります）

地　震

噴　火

津　波

被保険者等（保険の対象となる方など）

			本人*1	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族
基本契約	死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	本人型	○	×	×
		夫婦型	○	○	×
		家族型【配偶者を含む】	○	○	○*2
		家族型【配偶者を除く】	○	×	○*3
オプション	・個人賠償責任特約*4　・携行品特約*5　・住宅内生活用動産特約*6 ・ホールインワン・アルバトロス費用特約*7				

＊1 2ページの加入者資格に該当する方。

＊2「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。

＊3「本人の同居の親族（配偶者を除く）」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。

＊4 全てのタイプにおいて、本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子が被保険者（保険の対象となる方）となります。本人が未成年である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（本人の親族のみ）、被保険者（保険の対象となる方）が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（責任無能力者の親族のみ）も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

＊5 基本契約で保険の対象となる方が携行し所有する身の回り品の偶然な事故が対象となります。

＊6 基本契約で保険の対象となる方が居住の用に供される住宅内に所在し、基本契約で保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。
なお、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
・保険の対象となる方の単身赴任先　・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

＊7 全てのタイプにおいて、ご加入時にご選択いただいた方（基本契約が本人型では「本人のみ」、夫婦型では「本人のみ」または「ご夫婦のみ」、家族型では「本人のみ」「ご夫婦のみ」「配偶者を除くご家族」「ご家族」、家族型（配偶者除く）では「本人のみ」「ご夫婦のみ」または「配偶者を除くご家族」のいずれか）が対象となります。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して、保険会社が直接、内容を確認させていただくことがあります。
「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。
また、老人ホーム等入居や単身赴任等により、被保険者本人と別居されている場合、マンション等集合住宅の別の住戸に居住している場合は原則別居の扱いになります。

※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了までは、ご本人部分の保障を除く契約として取り扱うことができます。

オプション保障（組み合わせ自由）　必ず基本契約の加入が必要です

日常生活上のさまざまな事故もしっかりサポート！

個人賠償責任特約

国内外を問わず、保険の対象となる方や家族が日常生活中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合、事故のご報告が著しく遅れた場合、相手との示談交渉が終了した場合を除きます。）
※携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組100万円を超える物等は受託品に含みません。

自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった

借りていたスーツケースを落として壊してしまった

飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった

借りていたビデオカメラを落として壊してしまった

携行品特約

国内外を問わず、外出先で携行品が損壊、盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に保障します。（紛失・置き忘れ等は除きます。また、適用対象外となる携行品については8ページをご参照ください。）

外出先でカバンを盗難されてしまった

外出先でカメラを落として壊してしまった

プレー中にゴルフクラブをダフって折ってしまった

住宅内生活用動産特約

国内における住宅内の家財が、火災・水災・盗難・その他の破損事故等の偶然な事故によって損害を被った場合に保障します。

※適用対象外となる家財については9ページをご参照ください。

空き巣に侵入され、貴金属*1が盗まれた

ホールインワン・アルバトロス費用特約

国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用を保障します。（国内のみ）

＊1 貴金属・宝石・美術品等につきましては、1個（1組）あたり30万円を限度とします。

～自転車利用の方へ～

自治体が義務化・努力義務化する「自転車による賠償保険加入」は本オプション「個人賠償責任特約」加入で対応可能です。

自転車保険加入を「義務」・「努力義務」とする主な自治体

〈義務〉 宮城、東京、神奈川、埼玉、大阪、京都、福岡　他
〈努力義務〉 北海道、青森、茨城、富山　他

2023年2月時点

個人賠償責任特約には国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。ただし、国外での事故については、示談交渉はありません。

※「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」については、7ページ以降の保障のあらましをご覧ください。

保険金額（お支払いする保険金の限度額）と月額保険料

割引率の変更（16%⇒23%）により、保険料は引下げ（約8%*）となります。
変更前後の保険料については加入内容変更依頼書の内容を必ずご確認ください。
*ご加入のタイプにより異なります。

割引率 23.0%（団体割引：30% 損害率による割増：10%）

基本契約（傷害保障）

「まもるくん」傷害保障は、3口タイプの入院日額13,500円、通院日額4,500円が限度となります。

本人型（P）

	タイプ▶	1口	2口	3口
保険金額	入院日額（手術*）	4,500円	9,000円	13,500円
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円
	死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円
月額保険料	天災危険保障あり	840円	1,680円	2,520円
	天災危険保障なし	720円	1,440円	2,160円

夫婦型（C）

	タイプ▶	1口	2口	3口
保険金額	入院日額（手術*）	4,500円	9,000円	13,500円
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円
	死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円
月額保険料	天災危険保障あり	1,290円	2,580円	3,870円
	天災危険保障なし	1,040円	2,080円	3,120円

家族型（F）（F'）

	タイプ▶	1口	2口	3口
保険金額	入院日額（手術*）	4,500円	9,000円	13,500円
	通院日額	1,500円	3,000円	4,500円
	死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円
	タイプ▶	家族型1口	家族型2口	家族型3口
ご家族月額保険料	天災危険保障あり	2,450円	4,900円	7,350円
	天災危険保障なし	1,980円	3,960円	5,940円
	タイプ▶	配偶者除く1口	配偶者除く2口	配偶者除く3口
配偶者除く月額保険料	天災危険保障あり	2,000円	4,000円	6,000円
	天災危険保障なし	1,660円	3,320円	4,980円

＊ 手術保険金は、入院中以外の手術（外来手術）の場合に入院保険金日額の5倍、入院中の手術の場合に入院保険金日額の10倍をお支払いいたします。傷の処置や抜歯等お支払対象外の手術があります。

保険期間：1年

オプション保障（組み合わせ自由）

個人賠償責任特約（家族型）	携行品特約（本人型）	住宅内生活用動産特約（本人型）	ホールインワン・アルバトロス費用特約（本人型）
1事故限度額 **無制限（国外1億円）** （免責金額なし） ※受託品は1個または1組につき100万円までの物を対象とします。	保険期間中限度額 **30万円** （免責金額5,000円）	保険期間中限度額 **500万円** （免責金額5,000円）	1事故限度額 **50万円** （免責金額なし）
180円	**130円**	**1,140円**	加入者本人 **390円**

個人賠償責任特約（家族型）	携行品特約（夫婦型）	住宅内生活用動産特約（夫婦型）	ホールインワン・アルバトロス費用特約（以下の型より選択）
1事故限度額 **無制限（国外1億円）** （免責金額なし） ※受託品は1個または1組につき100万円までの物を対象とします。	保険期間中限度額 **30万円** （免責金額5,000円）	保険期間中限度額 **500万円** （免責金額5,000円）	1事故限度額 **50万円** （免責金額なし）
180円	**160円**	**1,170円**	ご夫婦 **580円** 加入者本人のみ **390円**

個人賠償責任特約（家族型）	携行品特約（家族型・配偶者除く）	住宅内生活用動産特約（家族型・配偶者除く）	ホールインワン・アルバトロス費用特約（以下の型より選択）
1事故限度額 **無制限（国外1億円）** （免責金額なし） ※受託品は1個または1組につき100万円までの物を対象とします。	保険期間中限度額 **30万円** （免責金額5,000円）	保険期間中限度額 **500万円** （免責金額5,000円）	1事故限度額 **50万円** （免責金額なし）
180円	**200円**	**1,230円**	ご家族 **920円**
180円	**180円**	**1,200円**	配偶者を除くご家族 **730円** ご夫婦のみ **580円** 加入者本人のみ **390円**

（ご注意）
1. 各種オプションは基本契約にあわせて選択できますが、オプションだけのご加入はできません。
2. オプションについては、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、保障対象外となります。
3. 基本契約については、加入者1人あたり1タイプのご加入となります。

●まもるくん【団体総合生活保険】保障のあらまし

保険期間：1年

傷害保障

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

＊1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保障基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	• **電通共済生協の交通災害共済で保障対象となる以下の事故によるケガ（交通災害共済の加入の有無を問いません）** (1) 道路運行中の交通機関に搭乗していない方の、運行中の交通機関との衝突・接触・火災・爆発等による事故 (2) 道路運行中の交通機関に搭乗している方の、急激かつ偶然な外因による事故（以下「不慮の事故」といいます） (3) 乗客（入場者含む）として改札口のある交通機関の乗降場構内（改札の内側）における不慮の事故 (4) 道路を通行中の方の次に挙げる不慮の事故①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下②崖崩れ・土砂崩れまたは岩石等の落下③火災または破裂・爆発（「交通機関」とは、電車・自動車・バイク・航空機・船舶・自転車・エスカレーター・エレベーター、山車等をいいます（一輪車やキックボード等は含まれません）） • **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ ※天災危険保障特約をセットしたタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても、保険金をお支払いします。 • 保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ • 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ • ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • **むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの** • 事故の内容・傷害の程度または過去の保険金請求歴等に応じ、被保険者または保険金の受取人に対して求める追加の書類・証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力に応じない場合 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等*1の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、以下のいずれかに該当する部位にギプス等*2を常時装着をした旨の証明が診断書かつ診療報酬明細書に記載されている場合、通院日数に含みます。①長管骨*3または脊柱②長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分*3③肋骨または胸骨。ただし体幹部を固定した場合に限ります。④顎骨または顎関節。ただし線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。 ＊1 法令に定める医師および歯科医師または保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。 ＊2 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース*4、線副子等およびハローベストをいいます。 ＊3 対象部位については団体総合生活保険　普通保険約款に拠ります。 ＊4 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。 **なお手指や足指等のケガにつきましては、ギプス等で固定した場合も、上記「みなし通院」の対象とはなりません。**	

【傷害保障改定のご案内】

2022年12月1日始期から、傷害保障の改定により、みなし通院における「ギプス等」の規定が改定されました。
（※通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせています。）

【その他の特約とその概要】

賠償責任に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

個人賠償責任特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合**

●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
●電車等*1を運行不能にさせた場合
●国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合
▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。受託品については1個または1組につき100万円までの物を対象とします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。
※お問い合わせの多い自転車搭乗中の賠償事故は保障対象に含まれます。（ご自身、ご家族の傷害は保障対象外となります。）

＊1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
＊2 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、**携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター**、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等

保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
●受託品の電気的または機械的事故
●受託品の置き忘れまたは紛失*4
●詐欺または横領に起因する損害
●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊　　等

＊1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
＊2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
＊3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
＊4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
＊5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

財産に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

携行品特約

保険金をお支払いする主な場合

国内外での、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合**
▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
ただし、損害額は時価額*1を限度とします。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。
※以下のものは保障の対象となりません。

・自動車、原動機付自転車、自転車、船舶等
・サーフボード、ラジコン模型等
・**携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター等**
・コンタクトレンズ、眼鏡等
・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等
・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
・設備・什器や商品・製品等　　・動物、植物等の生物
・データやプログラム等の無体物　　等

＊1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- **無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
- 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 電気的または機械的事故に起因する損害
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- 保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害

等

住宅内生活用動産特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内での保険の対象となる方の**居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財**[*1]**に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額[*2]を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。**また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。** ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは保障の対象となりません。 ・自動車、原動機付自転車、自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・**携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター等** ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等　・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物　等 ＊1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 ＊2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	• ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 • **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 • 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 • 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 • 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 • 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 • 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 • 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 • 電気的または機械的事故に起因する損害 • 保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 • 詐欺または横領に起因する損害 • 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 • 保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害 等

費用に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

ホールインワン・アルバトロス費用特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** ●下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ①同伴競技者　②同伴競技者以外の第三者[*1] ●記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等[*2]を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。（例：保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。）既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を保障する他の保険契約にご加入いただいている場合には、保障内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者[*1]およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求める全てのもののご提出が必要となります。 ＊1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 ＊2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	• 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス • 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス • ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス • パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●重要事項説明書［契約概要・注意喚起情報のご説明］
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

［マークのご説明］▶▶▶ 契約概要 …保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
注意喚起情報 …ご加入に際してお客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入前におけるご確認事項

- ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み　契約概要

この保険は、日本電信電話（株）を契約者とし、日本電信電話（株）ならびにその系列会社の在職者・退職者を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。基本となる保障、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる保障および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる保障の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット・加入者票送付時に同封する保障のあらまし等をご確認ください。（記載のない事柄につきましては、契約者が保管する保険証券・約款に拠ります。）

3. 保障の重複に関するご注意　注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任特約　●携行品特約　●住宅内生活用動産特約　●ホールインワン・アルバトロス費用特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。

＊2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定　契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

5. 保険期間および保障の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および保障の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
なお、本パンフレットに記載の保険料は募集実績・支払保険金実績・損害保険料率算出機構による傷害保険参考純率改定等に応じて変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について　注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保障をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない保障だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保障が対象となります。）。

7. 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 告知義務

注意喚起情報

加入内容変更依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（取扱代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「3. 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は保障によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］ ★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

基本契約・特約 ／ 項目名	傷害保障	個人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産等
職業・職務*1	☆	―

※すべての保障について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

9. クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

10. 保険金受取人

注意喚起情報

［傷害保障］

保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。当方の認定するやむを得ない事情があり、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合*1は、お手数ですがパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

＊1 原則として取り扱っておりません。なお、家族型保障（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

11. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・保障内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると保障のない期間が発生することがあります。

12. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害保障で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

13. その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。なお、加入者票に同封されている「保障内容（概要）のご説明」については、本パンフレット記載事項を補完し、本パンフレット記載事項と同等の効果を及ぼすものとします。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

14. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である日本電信電話(株)は引受保険会社に本加入内容変更依頼書等に関する個人情報を提供いたします。日本電信電話(株)、電気通信共済会、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社、きらら保険サービス株式会社、電気通信産業労働者共済生活協同組合グループは本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、保険・共済引受・継続の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電気通信共済会、他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、組合員の所属する健康保険組合等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

15. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害保障においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

16. 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、保障の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況・請求内容によっては、次回以降の保障の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、保障ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その保障の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[加入内容変更依頼書記載の内容]

加入内容変更依頼書に記載しているご加入者(日本電信電話(株)ならびにその系列会社の在職者・退職者)の氏名(フリガナ)、氏名コード、現住所、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の加入内容変更依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの加入内容変更依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

17. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社　保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)　注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル **0570-022808** <通話料有料>
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ご加入後にご注意いただきたいこと

1. 解約されるとき　ユアサポートのホームページからお手続きの申請をお願いします

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(所定の受付停止期間があります。)

・ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 本制度については、初回保険料の徴収が保障開始月の翌々月となっていることから、中途解約された場合には、解約日以後2ヶ月に亘って保険料の引落とし、または払い込みが発生することについてあらかじめご留意をお願いします。

2. 事故が起こったとき　ユアサポートのホームページから事故報告をお願いします

事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する保障において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。また、**過去の保険金請求・支払状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会等の調査をさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。(ご協力いただけない場合は、約款の定めに従って保険金のお支払いを留保する場合や保険金をお支払いできない場合があります。)**

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等 (からだに関する保障においては引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類　　・附加給付の支給額が確認できる書類

・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族 (あわせて「ご家族」といいます。) のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方 (またはご加入者) からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方 (またはご加入者) に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方 (またはご加入者) が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方 (またはご加入者) が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効 (3年) がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。

●賠償責任に関する保障において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

●事故発生日時点でご加入いただいている保障内容にて引受保険会社が有無責を判断のうえ、保険金をお支払いいたします。

3. 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入内容変更依頼書等に☆のマークが付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの通知事項は、前記「8. 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]　※すべての保障共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先にその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

保障内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害保障、賠償責任に関する保障、 財産に関する保障、費用に関する保障	1年以内	原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで保障されます。

5. 加入内容変更・解約等のお手続き制限 (受付停止) 期間について

ご加入内容の変更については、以下の期間お手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。

※退職者団体への移行、住所変更等、一部手続きについてのみ例外として受付けます。

[受付を停止する期間] (目安) ※毎年の状況により、変更となる場合がございます。

加入内容変更：5月下旬～11月末日　中途解約：10月下旬～11月末日 (書類最終到着日：10月25日 ユアサポート到着分まで)

▼ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット･重要事項説明書（10～13ページ）等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

   ■保険金をお支払いする主な場合
   ■保険金額、免責金額（自己負担額）
   ■保険期間
   ■保険料・保険料払い込み方法
   ■保険の対象となる方

2. 加入内容変更依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入内容変更依頼書を訂正して提出してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

   ●すべての方がご確認ください。
   ■被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか？
   ■加入内容変更依頼書の「職種級別」欄は正しく記載されていますか？
   （「職業・職務」別の職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください）
   ■加入内容変更依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

   特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「保障の重複に関するご注意*」についてご確認ください。

   ＊例えば、個人賠償責任特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

▼ご本人の職種級別（「職業・職務」）をご確認ください

以下の職種級別区分表をご確認いただき、加入内容変更依頼書の該当欄に記載されている職種級別（「職業・職務」）が異なっている場合にはご訂正の上、ご提出ください。

職種級別（「職業・職務」）区分

◎職種級別（「職業・職務」）A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種
◎職種級別（「職業・職務」）B⇒下表に該当する職種を職業としている場合
（なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業者」の方々は級別Aとなります）

級別Bに該当する職種	主な例（いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます）		
建設作業者	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業者	農林業作業者	●農耕作業者 ●植木職・造園師 ●育林･伐木作業者 ●養畜作業者
自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者	漁業作業者	●漁労作業者（船長・航海士等も含む） ●潜水漁師 ●水産養殖作業者
		採鉱･採石作業者	●採掘作業者 ●じゃり･砂･粘土採取作業者 ●ダム･トンネル掘削作業者
		木･竹･草･つる製品製造作業者	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工

※本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険（株）ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内 https://www.tokiomarine-nichido.co.jp

万一事故にあわれた際のお手続き方法

① まずは事故報告
ユアサポート（株）ホームページ（https://your-support.co.jp/）にアクセスいただき、事故受付ページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。

② 必要書類のご手配
事故報告をいただいた後、10日ほどで東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配・ご郵送させていただきます。
※報告内容によっては内容のご確認のためご連絡させていただくことがあります。

③ 保険金請求書・必要書類のご返送
保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類とあわせて返送用封筒にて保険会社宛にご返送ください。

④ 保険金のお支払い
保険金請求書の内容・約款等にもとづいて審査を行ない、保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。
※内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。

よくあるご質問

Q1 『まもるくん』は、退職後も引き続き加入することができますか？

A. 現在「まもるくん」にご加入いただいている方は、ご退職後も引き続き「団体契約」としてまもるくんに継続加入することができます。継続加入する場合、保険料を「口座振替」によるお支払いに変更する必要がございます。

Q2 自転車運転による賠償事故も保障の対象になりますか？

A. 個人賠償責任特約（オプション）にご加入いただくと、自転車事故で法律上の損害賠償責任を負った場合、お相手の治療費や修理費などを保障します。お住まいの自治体が「自転車保険加入」を「義務」・「努力義務」としている方は、是非ご加入ください。（まもるくんは自転車運転時のご自身のケガについては保障対象外となります。）

現在ご加入中の契約の保険料控除は2024年1月が最終回となります。（新契約の初回控除は同年2月からとなります。）
加入者票は2024年1月下旬を目途にご自宅宛に郵送いたします。

ご加入内容の変更に関するお問い合わせ先・万一事故にあわれた際のご連絡先

取扱代理店

電通共済生協グループ
ユアサポート株式会社
〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地
ワテラスタワー16階

0120-141-175
受付時間　午前9：00～午後5：30（土・日・祝日を除く）

万一事故にあわれた際はユアサポート株式会社ホームページにアクセスいただき、事故受付ページから詳しい状況のご報告をお願いいたします。

詳しくはWEBから　ユアサポート　検索　**https://your-support.co.jp/**

【取扱代理店における個人情報の取扱いに関するご案内】
（ユアサポート（株））　ご加入時に記載いただいた個人情報は、当社が委託を受けている各保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理等を行うために利用させていただきます。なお、当社が委託を受けている保険会社の範囲および当社における個人情報の取扱いについては、本パンフレットおよび当社ホームページ（https://your-support.co.jp/）の「個人情報保護方針」をご覧いただきますようお願い申し上げます。

＜共同保険引受保険会社について＞
この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

引受保険会社（幹事）
TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

非幹事保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社

23TX-000540（2023年6月作成）